

相続税の連帯納付義務

平成23年・平成24年と法改正がありました。
改正後の内容を説明します。



例えば 相続があり、相続人が3名いました。
Aは、1000万円 Bは、2000万円 Cは、500万円の相続税の納税義務がある。
取得した財産の価額の割合に応じて、各自の相続税の負担金額が決まります。
BとCとは、納付したが、Aが納付していない。
税務署から、Aの分を納付するように「納付通知書」が送られてきた。

BCは、Aから、もらえばいいと抗弁できません。
Aの税額についても、BCは、連帯納税義務者として肩代わりしなければなりません。

さらに Aの分納税額の納期限から納付基準日(納付通知書が発せられた日
から2ヶ月を経過する日)までは、利子税を支払う。(4.3%)
納付基準日から2月以内は、4.3%の延滞税を
同2月経過後は、14.6%の延滞税となります。

期限 以前は、無期限に、他の相続人は、連帯納付義務を課せられていましたが、
下記の場合は、解除されることになりました。

- ① 申告期限などから5年を経過する日までに「納付通知書」がこなかったとき
逆に、5年以内に届いたならば、連帯納税義務の履行を求められることとなります。
- ② 本来の納税義務者が延納の許可を受けた場合の延納許可税額
納税猶予の適用を受けた場合の納税猶予税額
延納の滞納についての連帯納付義務はありません。

遺贈 私は、相続人ではないのですが、遺贈を受けました。
他の相続人の納税額について、連帯納付義務はありますか。

連帯納付義務はあります。
時には、大変なことになります。ただ、もらえばいいというものではありません。

相続税法第34条① 同一の被相続人から相続又は遺贈(相続時精算課税を含む。)により財産を取得した
すべての者は、その相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について
その相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、
互いに連帯納付の責めに任ずる。

相続税の連帯納付義務について、説明しました。

対策は、各自が、支払えるように、遺産分割を考慮することにつきます。
遺贈や相続時精算課税がある場合は、むづかしい場合も、出てくると思います。